平成 28 年度　第 1 号
〈宮崎国際大学〉学生教職支援センター通信

未来への挑戦

平成 28 年 4 月 8 日
学生教職支援センター長

今年も厳粛な入学式が行われました！

平成 28 年 4 月 2 日、桜の花が 5 分咲きの穏やかな春の陽気の中で、平成 28 年度宮崎国際大学入学式が挙行されました。今年の入学生は国際教養学部 56 名、教育学部 34 名の計 90 名です。

式典では、永田雅輝学長から一人一人にお祝いの言葉が書かれた入学許可証が手渡され、新入学の皆さんは喜びをかみしめていました。ついで、学長式辞では、世界的に見るとヨーロッパや中東地域などを中心としてテロなどの痛ましい事件が続いたり、内戦によるおびただしい数の難民対策など深刻な問題が起きたりしていると前置きされた後、これらの国際的な課題に立ち向かい解決できる人材を育成することが大学の使命であると強調されました。そして、本学はこのような課題解決能力を有する人材を育成する教育を実践しており、その教育成果として幾多の卒業生の具体的な就職先等を挙げながら話されました。

翻って、学生教職支援センターでは新入生の皆さんが将来教員や保育士へなりたいとの夢・希望を実現するための支援施設として様々な対策を講じています。新入生の皆さんには、今日の入学式を契機にそれぞれの大きな夢に向かって本センターを大いに活用していただきたいと思います。昨年度リニューアルしたセンターには、自主学習やネット検索パソコンの設備及び教員・保育士採用試験のための資料等の充実が図られ、皆さんの積極的な利用を心待ちにしています。

平成 29 年度宮崎県公立学校教員募集案内の配付が始まる！

いよいよ、平成 29 年度（平成 28 年度実施）宮崎県公立学校教員の募集案内が配付になりました。募集案内を見ると、まず、宮崎県のキャッチフレーズである「日本のひなた宮崎県」のことばが冒頭を飾り、さらに「太陽のように、あたたかくおおらかな先生になろう！」と続いています。各都道府県で特色あるパンフレットが作成され、そこには、教育の重点目標や求められる教師像などに関連したフレーズが記載されているはずです。採用試験を受験する学生は、注意深く読み取る必要があります。宮崎県の場合、パンフレットの表紙をめくると、「宮崎県は、このような先生を待っています。」のフレーズに続いて、

（1）愛情と情熱・使命感のある先生
（2）幅広い社会性、倫理観、人間性豊かな先生
（3）高い専門性がある先生
（4）学び続ける先生

の 4 つの教師像が示されています。

　また、その次には、宮崎県教育基本方針及び「第二次宮崎県教育振興基本計画（平成 27 年 9 月改定）」の記述があります。そのほか、平成 29 年度（平成 28 年度実施）教員採用選考試験に関するＱ＆Ａや昨年度の応募状況などが掲載されています。詳しく知りたい人は学生教職支援センターに募集案内を掲示してありますので、ご覧ください。今年度の宮崎県の教員採用までの流れ（内定通知までの予定）は以下のとおりです。宮崎県の公立学校の教員採用選考試験を受験予定の学生は、今後の日程をしっかり確認してください。

実施要項・願書配布　5月2日（月）～20日（金）
→ 出願期間（願書受付）　5月9日（月）～20日（金）
→ 第一次選考試験　7月16日（土）～17日（日）
→ 第一次選考試験結果通知　8月5日（金）
→ 第二次選考試験　8月23日（火）～30日（火）
→ 内定通知　10月中旬

　なお、公立学校教員採用試験に当たって、各都道府県・指定都市では受験者の資質能力、適性を多面的に評価するため、教養・専門などの筆記試験の他、面接、実技、作文・論文、模擬授業等を組み合わせて採用選考が実施されています。しっかり準備しておきましょう。宮崎県以外の主な都道府県の出願期間と第１次選考試験期日は以下のとおりです。また、採用予定者数は、5 月 2 日から配付される実施要項に記載されます。

主な都道府県名	出　願　期　間	第１次選考試験期日
東京都	ネット平成 28 年 3 月 29 日(火)～5 月 6 日(金) 郵便　平成 28 年 3 月 29 日(火)～5 月 9 日(月)	7 月 10 日（土）
大阪府・大阪市	平成 28 年 4 月 1 日(金)～5 月 6 日(金)	7 月 2 日（土）
福岡県	（4 月下旬にＨＰで公開予定）	（左に同じ）
福岡市	平成 28 年 4 月 1 日(金)～5 月 13 日(金)	筆記 7 月 2 日（土） 面接　7 月中旬 ※　高校の筆記 7 月 17 日（日）
熊本県	5 月下旬～6 月上旬	7 月 17 日（日）
大分県	（5 月連休明けに公表予定）	（左に同じ）
鹿児島県	（毎年 5 月に公表）	（左に同じ）
沖縄県	平成 28 年 5 月 6 日(金)～5 月 13 日(金) ※　ネットは 4 月 22 日(金)～5 月 13 日(金)	7 月 17 日（日）

宮崎県教員採用選考試験合格者、川口雄貴さんからのメッセージを紹介します！

今年度４月１日から宮崎県公立高等学校に正式採用になった、本学卒業生川口雄貴さんの採用試験合格に至るまでの体験談を紹介します。

この度、H28 年度宮崎県公立学校教員採用選考試験に合格致しました、川口雄貴と申します。合格に際しまして、皆様の多大なるご尽力と温かいご支援賜りましたこと、本当に感謝しております。

私の個人的な見解ですが、考える事があります。教員採用試験は、1 人の力で合格を勝ち取れるものではなく、合格する為には、「何が何でも絶対に合格する」という強い意志がないと合格できない、ということです。私は、常に自分にプレッシャーを与え、常にストイックに追い込みました。昨年の 4 月から講師として教壇に立ち、社会にまだまだ慣れない中で、連日 3 時間睡眠で勉強したのは、正直身体的にも精神的にもかなり苦しかったです。しかし、苦しい時にいつも支えてくださった皆さんの期待にお応えすべく、必死に頑張りました。結果的に合格という形で恩返しができ感無量です。「努力は実る」という言葉があります。是非、この言葉を信じて努力されてください。心から応援しております。

私が実施した勉強法について、以下に記します。問題集や関係資料は書店や宮崎県教育委員会 HP、文部科学省の HP により手に入れることができます。皆さんのお役に立つことができれば幸いです。

最後になりましたが、今後、私の愛する宮崎国際大学から多くの教員が輩出され、共に働き、共に宮崎の教育を一層盛り上げられる日を楽しみにしています。皆さんの益々のご活躍をお祈りしています。

【使用教材】

- 高等学校学習指導要領解説 総則編
- 高等学校学習指導要領解説 外国語編、英語編
- 中学校学習指導要領解説 外国語編
- 宮崎県の教職教養 参考書
- 宮崎県の教職教養 過去問
- 宮崎県の英語科 参考書
- 宮崎県の英語科 過去問
- 教員採用試験 教職教養 2015
- 学習指導要領 教育振興基本計画 答申、通知
- 教職員の資質向上実行プラン
- 宮崎県キャリア教育ガイドライン
- 第二次教育振興基本計画
- 宮崎県の体罰根絶
- 学校教育法 全条
- 教育基本法 全条
- 地方公務員法 全条
- 地方公務員特例法 全条
- 日本国憲法 関係全条

「保育実習Ⅰａ」で貴重な体験をしました！

去る２月15日から２週間にわたり、教育学部幼保コースの２年生が保育実習Ⅰａを体験しました。この実習は、幼保コースの学生が将来保育士や幼稚園教諭の資格を取得するために履修しなければならない必修科目です。本実習の前に自主実習を経験したり、事前に実習記録の書き方や指導案の書き方などの講座を受講したりして本実習に臨みました。

次に、保育実習を体験した安藤智夏さんの実習後の感想を紹介しましょう。

私は、今回の保育実習で様々なことを学びました。特に、実習が始まる前に次の二つのことを学びたいと思っていました。

一つは、子どもたちの年齢や発達に合わせた保育の仕方です。０才から２歳までのすべてのクラスに入って実際の保育を見せていただき、多くのことを学ぶことができました。例えば、排泄や食事のときに、それぞれの子どもに合わせた保育が行われていたり、２歳児になると身の回りのことを自分で挑戦させたりしておられました。そして、毎日子どもたちと過ごしていく中で変化を感じ取り、「今日はこうしてみよう」「もう少し続けてみよう」などと工夫しながら保育をしていかなければならないことが分かりました。

もう一つは、子ども同士のかかわりについてです。０・１・２歳児は、物の取り合いをしたり無意識にぶつかったりすることが多く、けんかになることがよくあります。そのときに、すぐに止めるのではなく、けんかという体験をさせることも必要だということを学びました。けんかは、危なくないよう見守ったり、激しくなるようであれば間に入って子ども同士が納得できるようにもっていったりなど、場面に応じて適切に援助することが大切だと思いました。

ほかにも保育士の“ことば”の重要性や、広い視野をもち“全体を見る”こと、読み聞かせの方法などの保育士の技術等、たくさんのことを学ぶことができました。また、私自身のこれからの課題も明確になりました。

今回の実習で学んだことや子どもたちとのふれあいで楽しかったことを忘れず、これからもがんばっていきます。本当にありがとうございました。

教育の動向…「障害者差別解消法」平成28年４月１日施行

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年６月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定されました。それが今年の４月１日に施行されたということです。教職の道を目指す人は、子どもたちの発達障害や困り感に十分配慮して教育を行わなければならないことが法律で規定されたということです。